

事務連絡
令和2年3月16日

各都道府県廃棄物担当部(局)御中

環境省 環境再生・資源循環局 総務課

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を
図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）

記

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより種々御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号。以下「基本方針」といいます。）につきましては、主に令和2年度（平成32年度）を目標年度としているところでございますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから令和2年度は改定を行わないこととしましたので御連絡いたします。

また、令和2年度以降につきましては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。以下「循環基本計画」といいます。）等の目標を参考にして施策を進めてまいります。

今後の基本方針の改定につきましては、内容に大幅な変更が必要となった場合に行うこととし、その際には基本方針の目標と循環基本計画の目標（目標年度等）との調整を行う予定です。

また、各都道府県の廃棄物担当部（局）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標（循環基本計画及び廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）等の数値目標）を別紙のとおりお知らせしますので必要に応じてご参照ください。

引き続き廃棄物行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（連絡先）

環境省 環境再生・資源循環局総務課
代表 03 - 3581 - 3351（内線：6809）
直通 03 - 5521 - 9268
課長：土居 健太郎
課長補佐：水谷 努
担当：篠原 惇代

(別紙) 参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における 目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万トン (循環基本計画)
2	一般廃棄物の再生利用量の割合 ¹	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28% (循環基本計画)
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万トン (循環基本計画)
4	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440 g/人/日 (循環基本計画)
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022 年度に 2017 年度の水準 (20 年分) を維持 (廃棄物処理施設整備計画 (平成 30 年 6 月閣議決定))
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を 有する焼却施設で処理される一般廃棄物の 割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設 の割合を 2022 年度に 46% (廃棄物処理施設整備計画)
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約 3 億 9000 万トン (循環基本計画)
8	産業廃棄物の再生利用量の割合 ²	産業廃棄物の出口側の循環利用率 ³ を 2025 年度に約 38% (循環基本計画)
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万トン (循環基本計画)
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の 10 年分程 度を確保 ⁴
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食 品ロスの割合の調査を実施したことがある 市町村数	引き続き現行基本方針に基づき 200 市町村以上における実 施を推進
12	特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律 第 96 号) に基づく特定家庭用機器一般廃棄	引き続き現行基本方針に基づき 100%の構築を推進

¹ 一般廃棄物の再生利用量の割合は、[直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量]を [ごみの総処理量+集団回収量] で除した数値であり、これは一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。(一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。)

² 産業廃棄物の再生利用量の割合は [再生利用量 (直接再生利用量と処理後再生利用量の合計)] を [排出量] で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

³ 産業廃棄物の出口側の循環利用率は [再生利用量+金属くず、ガラス陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量] を [排出量] で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

⁴ 現在、目標の見直しを実施中。2020 年度内に新目標の結論を得る予定。

	物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき80%以上の実施を推進